

令和 8 年度 都市税財源の充実確保について

1 地方法人課税のあり方

地方税を国税化し地方へ再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方税財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実強化を図るべきである。自治体間に不要な対立を生む不合理な措置を是正するとともに、新たに行わないこと。

2 ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

現在のふるさと納税制度は、自らが居住する自治体の行政サービスの原資として必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊するものである。また、返礼品ありきの歪んだ制度となっており、恩恵を受けている自治体はごく一部である上、自治体が使えるのは寄附金の50%程度に過ぎないなど、本制度を巡る問題は山積している。

不透明な景気情勢の中、ふるさと納税制度は、これまで以上に、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うこと。

3 地方一般財源総額の増額確保

社会保障関係経費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応など、避け難い歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や発注における適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、単独事業を含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を満額確保すること。

また、地方交付税については、その総額を確保・充実するとともに、地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

4 令和 7 年人事院勧告等に準じた給与改定等の実施に係る一般財源の確保

令和 7 年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、会計年度任用職員分を含め、必要な一般財源を確保すること。

5 自動車関係諸税の安定的確保

軽自動車税をはじめとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことにはかんがみ、取得時における負担軽減等課税のあり方の見直しを行うに当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、将来世代の負担にも十分配慮のうえ、責任ある議論を丁寧に進め、国・地方を通じた安定的な財源を確保すること。

6 個人所得課税の見直しに当たっての対応

所得税・個人住民税の基礎控除をはじめとする各種控除等の見直しについては、都市自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税原資の減少分も含め、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保すること。

7 物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じができるよう、今後の経済状況や米国の関税措置による地域経済への影響等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

特に、「重点支援地方交付金」など地方に対する交付金については、賃金や調達価格の上昇分を適切に反映するなど必要な総額を確保し、都市自治体が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。

8 固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

衆議院議員
木原誠二殿

令和7年11月27日

東京都市区長会

会長

加藤 育男

